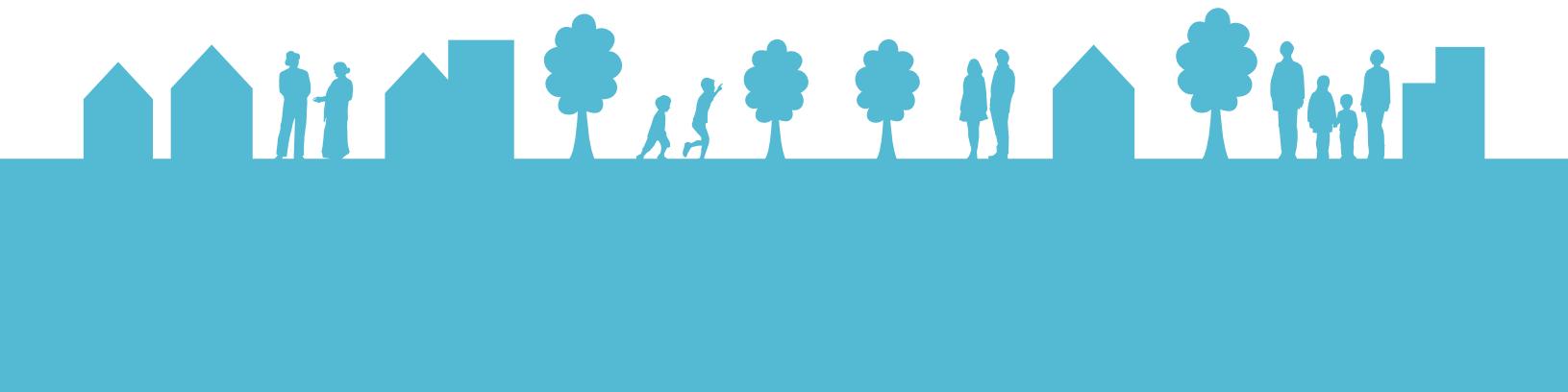


第4章

地域別構想





第1節 地域設定

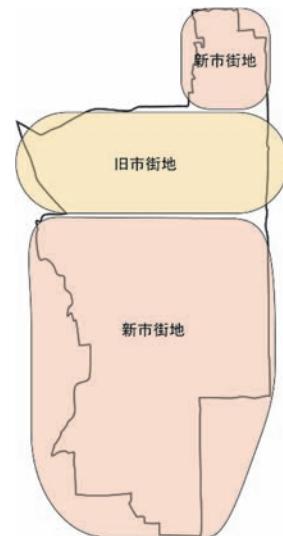
全体構想のまちづくり方針を受けて、地域の特性を活かした個性豊かな地域づくりを進めるために本町を4つに区分し、地域別のまちづくり方針を定めます。

1. 地域設定

地域区分は前回計画(平成7年版都市計画マスターplan)の地域区分を基本とし、市街地の形成状況や日常生活圏、全体構想におけるまちづくり拠点を考慮し設定しています。

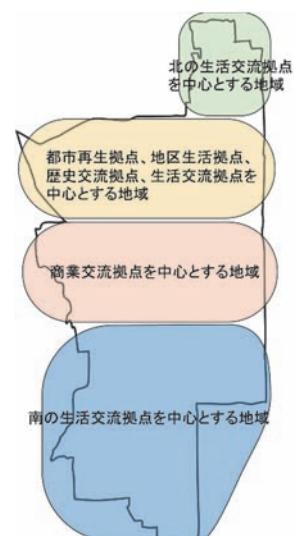
○本町の市街地の形成状況は右図に示すように以下の3つの地域に区分されます。

- ・(都)運動場加茂線より北の低層住宅主体の新市街地
- ・商店街や旧名鉄揖斐線を軸として形成された昔からの市街地
- ・(都)地下前渕之上線より南の中高層住宅地・沿道商業地・工業地を有する新市街地



○公共施設などの周りに形成された拠点の特性は右図に示すように以下の4つの地域に区分されます。

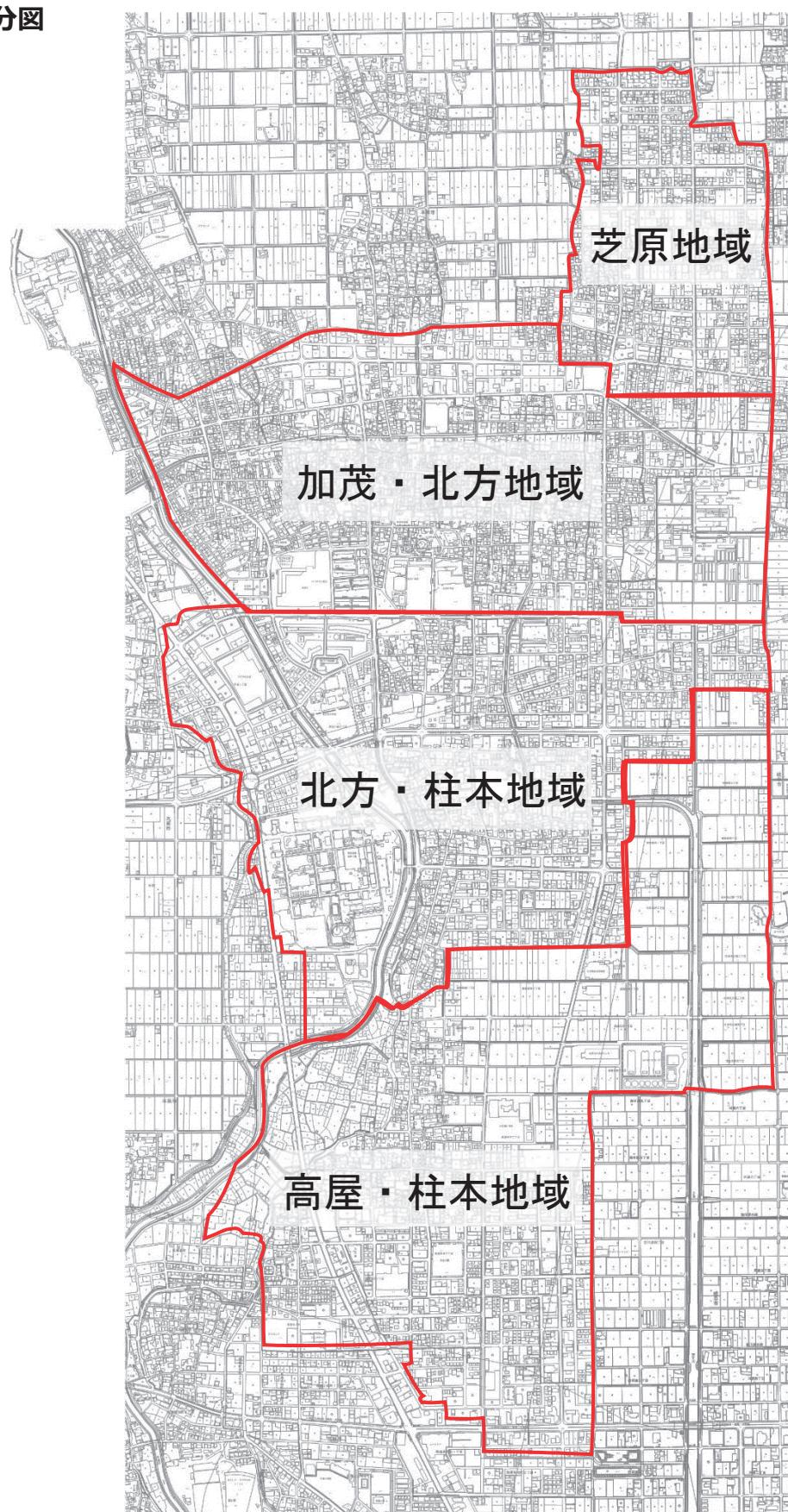
- ・北部新市街地において、働く婦人の家、宮東ふれあいセンター、宮東公園などによって形成される北の生活交流拠点を中心とした地域
- ・中央部の昔からの市街地を中心として、新庁舎や教育文化施設からなる生活交流拠点と円鏡寺や大井神社などの寺社仏閣や商店街などからなる歴史交流拠点をはじめとする多数の拠点が位置する地域
- ・南部の新市街地において、商業を主体にした地域。(都)岐阜北方線及び(都)馬場北方線沿道に形成された商業交流拠点と工業施設、高層住宅や都市住宅により構成された地域
- ・南部の新市街地において、住宅を主体とした地域。条里公園、勤労青少年ホーム、総合体育館やみなみ子ども館などの生活交流拠点によって構成された地域



以上、二つの観点から設定した地域区分は次ページのようになります。これは、前回計画の地域区分において、芝原地域に含まれていた(都)高屋芝原線以東で国道157号の延長上の道路以南かつ名鉄線跡地以北の区域と、北方・柱本地域に含まれていた(都)地下前渕之上線より以北の図書館及び県営団地を加茂・北方地域に含めた区分となります。



■ 地区分図





各地域の特徴と前回計画との変更点とその理由は以下のようになっています。

地域名	地域特徴	前回計画からの変更点	変更理由
芝原地域	働く婦人の家、宮東ふれあいセンターや宮東公園などの生活交流拠点を中心とする良好な住宅を形成している地域です。	・(都)高屋芝原線以東の区域で芝原加茂土地区画整理事業の区域である国道157号の延長上の道路以北とします。	芝原加茂土地区画整理事業の区域により分けることで、市街地の性格に沿った方針を示すことができます。
加茂・北方地域	人口や商業は減少傾向にありますが、昔からの市街地として公共公益施設や歴史的資源が集積しています。新庁舎周辺地区の整備や、商店街活性化などの数多くの施策により、北方町の中心として再生する地域です。	・(都)高屋芝原線以東の区域で芝原加茂土地区画整理事業の区域である国道157号の延長上の道路以南とします。 ・(都)地下前渕之上線より北の北方住宅団地を含みます。	北方町の古くからの市街地として各種の公共公益施設が集積する地域に新庁舎や防災公園などが加わることにより、さらに加茂・北方地域の北方町の中心拠点としての役割を高めることができます。
北方・柱本地域	(都)岐阜北方線沿道の比較的広域的な商業交流拠点を中心とするにぎわいのある地域です。	・(都)地下前渕之上線より北の北方住宅団地を含みません。	
高屋・柱本地域	総合体育館、みなみ子ども館、ふれあい水センター、清流平和公園などの生活交流拠点を中心とした市街地が形成されている地域であり、北方町の持続可能性を確保するため、新たな土地利用を検討する地域です。	なし	



2. 地域別構想の課題と整備方策

地域別構想の課題と整備方策を以下のように設定します。

■各地域に共通する課題と整備方針

○道路施設の維持管理

- ・道路などのインフラ施設の適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、施設の耐震性の向上を推進します。

○上下水道施設の維持管理

- ・ライフライン確保のため、上下水道施設の適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、施設の耐震性の向上を推進します。

○安全な歩行空間の整備

- ・都市計画道路の歩道は、誰もが使いやすい歩行空間となるように、バリアフリー化を推進します。
- ・歩道がない通学路や交通量が多い路線などは、歩行者などが安全に通行できるよう、歩道の設置や区画線及び道路標示などにより、安全な歩行空間の確保を推進します。
- ・歩行空間整備は、通学路交通安全プログラムに基づく危険箇所への対応を優先します。
- ・住宅密集地などの生活道路において歩行空間の確保が重要な場合は、住民と協働した地区計画の活用、交通規制の検討やコミュニティ道路の整備などにより、安全対策に努めます。

○建築物の耐震化の促進

- ・民間建築物(昭和55年以前の建築物)の耐震化や不燃化を進めるため、耐震診断・耐震補強に対する支援制度の活用を啓発・促進します。

○空家対策

- ・空家の増加が、地域の防災力や防犯力の低下につながることから、住民と協働して、空家対策の検討を進めます。



○公共交通(バス)の充実

- ・地球環境のため、CO₂排出量の削減に向けて、過度な自動車利用を抑制し、公共交通利用を促進します。
- ・基幹公共交通の強化や新たな公共交通サービスの導入及び異なる交通事業者間での円滑な乗継ぎなどの公共交通施策について検討するなど、快適で便利な公共交通サービスの提供により、過度な自動車利用を抑制し、公共交通利用への転化を図ります。
- ・パークアンドライドによる公共交通利用の促進のため、バスターミナル及び駐車場を充実させます。
- ・公共公益施設や交流拠点など人が集まる場所には、駐輪場などを配置し、自転車利用を促進し、過度な自動車利用を抑制します。

○ICTの活用

- ・ICTを活用した、地域サービスの向上と緊急時における情報共有などを検討します。

○緑と清流の回廊計画

- ・緑と清流の各拠点を、緑豊かな都市計画道路などの回廊で結ぶことにより、快適に歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

○民有地緑化の推進

- ・緑化に対する住民の意識を徐々に高め、生垣や屋敷林など住宅地の緑化を促進します。

○河川環境の保全

- ・糸貫川や天王川などの水辺の自然環境は、地域ボランティア団体や住民と協働して、自然環境の保全と緑の創出に努めます。



■地域別の課題と整備方策

芝原地域 『快適住環境エリア』

整備テーマ：優れた環境の住宅市街地の整備

整備課題	整備方策
①移動環境の充実	歩行空間ネットワークの充実 •集散道路の交通安全対策 •集散道路の歩行者などの安全対策 •(都)運動場加茂線のバリアフリー化検討
②住環境の充実	1公園の整備や緑の保全 2良好な住環境を保全するための地区計画の検討 3民有地緑化の推進
③地域交流拠点の充実	宮東公園と働く婦人の家の一体的利用の推進

加茂・北方地域 『北方の中心市街地』

整備テーマ：北方町の中心市街地の再整備

整備課題	整備方策
①新庁舎周辺整備	1防災拠点となる新庁舎の整備 2周辺市街地の地区計画による整備検討 3公共交通サービスの充実
②市街地の再整備	1名鉄線跡地を有効活用したミニ土地区画整理事業の検討 2商店街における空き地、空家などの有効活用の検討
③移動環境の充実	1(都)運動場加茂線の整備 2歩行空間ネットワークの充実 •(都)高屋芝原線のバリアフリー化 •都市計画道路のバリアフリー化検討 •主要区画道路の歩行者などの安全対策
④市街地の回遊路整備	生活交流拠点(新庁舎周辺)、歴史交流拠点(歴史保全地区)、地区生活拠点(商店街)、を結んだ回遊路整備
⑤歴史保全地区の環境保全	景観保全のため、住民と協働して、建物の意匠形態・屋外広告物などの景観の誘導や規制について検討

※集散道路…都市計画道路に次いで地域の幹線的な役割を果たす道路のことです。

区画道路の交通を集め、区画道路へ交通を分散します。



北方・柱本地域 『緑と清流のロードサイド商業地』

整備テーマ：緑あふれ清流の流れる活力ある市街地の整備

整備課題	整備方策
①移動環境の充実	1 (都)高屋加茂線の整備 2 歩行空間ネットワークの充実 •(都)高屋芝原線のバリアフリー化 •都市計画道路のバリアフリー化検討 •集散道路における交通安全対策
②住環境の充実	1 河川環境の保全 2 公園の整備や緑の保全 3 民有地緑化の推進
③商業地の環境整備	商業施設や駐車場の緑化促進 景観保全のため、住民と協働して、屋外広告物などの景観の誘導や規制について検討

高屋・柱本地域 『新たなまちづくりエリア』

整備テーマ：優れた環境の市街地の整備と市外化調整区域の土地利用の計画・検討

整備課題	整備方策
①市街化調整区域の土地利用の計画・検討	市街化調整区域の土地利用検討
②地域交流拠点の検討	(都)岐阜北方線東部地区の交流拠点検討
③移動環境の充実	1 (都)高屋加茂線の整備 2 中央通りなどにおける通学路の交通安全対策 3 集散道路などにおける歩行空間ネットワークの充実
④住環境の充実	1 高屋西部土地区画整理事業の促進 2 河川環境の保全 3 公園の整備や緑の充実 4 民有地緑化の推進
⑤商業地の環境整備	商業施設や駐車場の緑化促進 景観保全のため、住民と協働して、屋外広告物などの景観の誘導や規制について検討



第2節 地域別まちづくり方針と整備方策

1. 芝原地域 「快適住環境エリア」

整備テーマ

優れた環境の住宅市街地の整備

(1) 地域の概況

本地域は主に低層住宅専用の市街地としての土地利用がされるとともに、地域を縦横断する(都)高屋芝原線と(都)運動場加茂線の沿道では住商複合の土地利用により、戸建て住宅地としての快適な環境と便利なまちづくりがされてきました。近年、(都)高屋芝原線のバリアフリー化と街路樹の整備により、まちの利便性や快適性が向上しました。

また、地域の中心には、働く婦人の家、宮東ふれあいセンター、宮東公園が地域の生活交流拠点として多くの住民に利用されています。

今後も本町の良好な住宅地としての中心的な役割を果たしていきます。

そのため、今後のまちづくりの整備テーマを「優れた環境の住宅市街地の整備」とし、これまでに形成されてきた優れた住宅市街地としての環境を維持し、さらに向上させ、魅力あるまちづくりを進めます。



(2) 整備方策

① 移動環境の充実

- ・集散道路について、歩行者などの安全対策として、歩道設置や区画線及び道路標示などによる歩行空間の確保など、歩行空間整備を推進します。
- ・通学路については、通学路交通安全プログラムに基づくPDCAサイクルによる交通安全対策を推進します。
- ・(都)運動場加茂線のバリアフリー化の検討を進めます。

② 住環境の充実

○公園の整備や緑の保全

- ・地域住民のふれあいの場である公園は、定期的な点検による維持管理と住民ニーズに対応



した再整備により、緑豊かで快適に使用できる環境づくりに努めます。

- ・地域に愛される公園づくりのため、住民参加による公園整備の取り組みとして、アダプト・プログラムの活用を検討します。

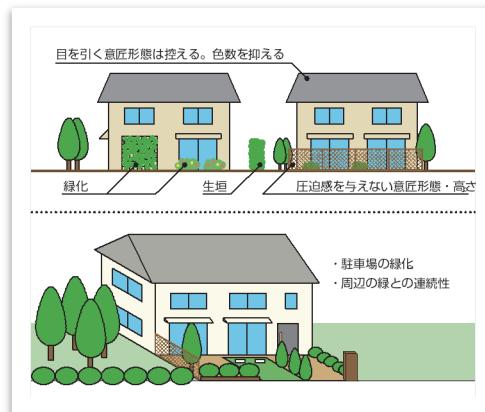
○良好な住環境の保全のための地区計画の検討

- ・緑化や景観など良好な住環境を保全するため、住民と協働して地区計画などの制度の活用を検討します。
- ・住宅密集地などの生活道路において歩行空間の確保が重要な場合は、住民と協働して地区計画の活用、交通規制の検討やコミュニティ道路の整備なども含めた安全対策を検討します。

- 民有地緑化の推進・低炭素都市づくりや快適な住宅環境づくりのため、住民の緑化に対する意識の普及拡大を図り、生垣や屋敷林など住宅地の緑化を促進します。

■住宅地景観方針の例

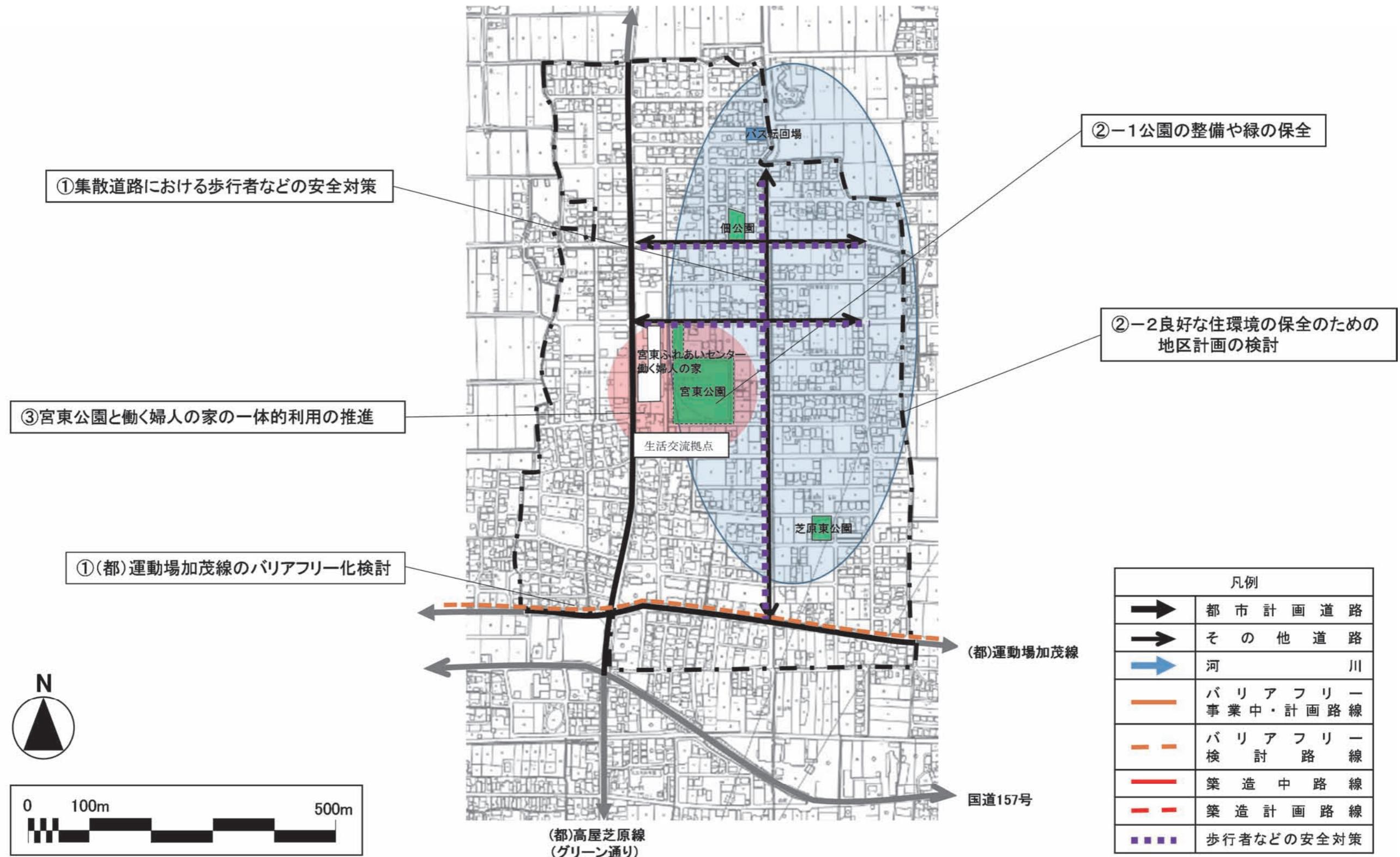
項目	景観形成方針
建築物・工作物の意匠・形態	・極端に人の目はひきつける意匠形態はひかえる。
建築物・工作物の色彩	・使用する色数は、できる限り少なくする。
配置・外観	・塀、柵などを設置する場合は、圧迫感を与えない意匠形態、高さとする。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵などの設置を行なう。 ・壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置などを積極的に行なう。 ・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ・駐車場は、周辺の自然環境と調和するよう、緑化により修景を行なう。



③地域交流拠点の充実

- ・地域交流拠点である宮東公園と働く婦人の家、宮東ふれあいセンターが、一体的に利用できる環境整備を推進します。

地域整備方針図～芝原地域～「快適住環境エリア」





2. 加茂・北方地域「北方の中心市街地」

整備テーマ

北方町の中心市街地の再整備

(1) 地域の概況

本地域の大部分は昭和40年代以降のマイカー時代の到来以前に形成されていた昔からの市街地であり、商店街通り、旧名鉄揖斐線、国道157号などを軸に市街地が形成されています。新たな市街地が、土地区画整理事業により、国道157号以北と地域の南部や東部の一部に整備されました(地域の24.2%)、地域全体として古い建築物(昭和55年以前)や細街路が多い市街地です。

また、本町の中心市街地として、町庁舎、警察署、消防署などの行政機関、小中学校や図書館などの教育文化施設、防災施設、バスターミナルなどの公共施設が集積しているとともに、寺社仏閣や史跡のある歴史的市街地が残されており、歴史と文化の薫り高い市街地もあります。しかし、近年、中心市街地から人口が減少し、鉄道の廃線や商店街の衰退など市街地の空洞化が進行しています。

今後も本町の行政・教育・歴史・文化の中心市街地として中心的な役割を果たしていきます。そのため、今後のまちづくりの整備テーマを「**北方町の中心市街地の再整備**」とし、3つの魅力ある拠点(生活交流拠点、歴史交流拠点、地区生活拠点)整備を行い、各拠点が一体として機能することで、活力と交流があふれるまちづくりを進めます。



(2) 整備方策

① 新庁舎周辺整備

○ 防災拠点となる新庁舎の整備

- ・新庁舎を、まちの行政拠点や交流拠点としてだけでなく町の防災対策の中核機能を担う防災拠点として整備します。

○ 周辺市街地の地区計画による整備検討

- ・新庁舎の周辺市街地は、本町の行政・防災・交流の中心となる市街地が形成されるように土地利用について、住民と協働して地区計画を検討します。

○ 公共交通サービスの充実

- ・公共交通の利便性を向上させるため、バスターミナル、駐車場などの整備を検討します。



②市街地の再整備

○名鉄線跡地を有効活用したミニ土地区画整理事業の検討

- ・名鉄線跡地とその沿線の昔からの市街地の防災機能の向上のため、名鉄線跡地を有効活用したミニ土地区画整理事業実施の検討を進めます。

○商店街における空き地、空家などの有効活用の検討

- ・高齢社会の進展に備え、歩いて暮らせるまちを目指し、買い物、交流、居住、高齢者の生活支援などをする場として、商店街の空き地、空家・空店舗について地権者や住民と協働して有効活用の検討を進めます。

③移動環境の充実

○(都)運動場加茂線の整備

- ・(都)運動場加茂線は、広域交通の利便性、緊急時の緊急輸送路としての防災力の向上のため、整備を推進します。

○歩行空間ネットワークの充実

- ・都市計画道路は、(都)高屋芝原線のバリアフリー化を推進するとともに、(都)地下前渕之上線などのバリアフリー化を検討します。
- ・補助幹線道路と同等の役割を担う主要区画道路の町道6号線について、歩行者などの安全対策として、歩道設置や区画線及び道路標示などによる歩行空間の確保など、歩行空間の整備を推進します。

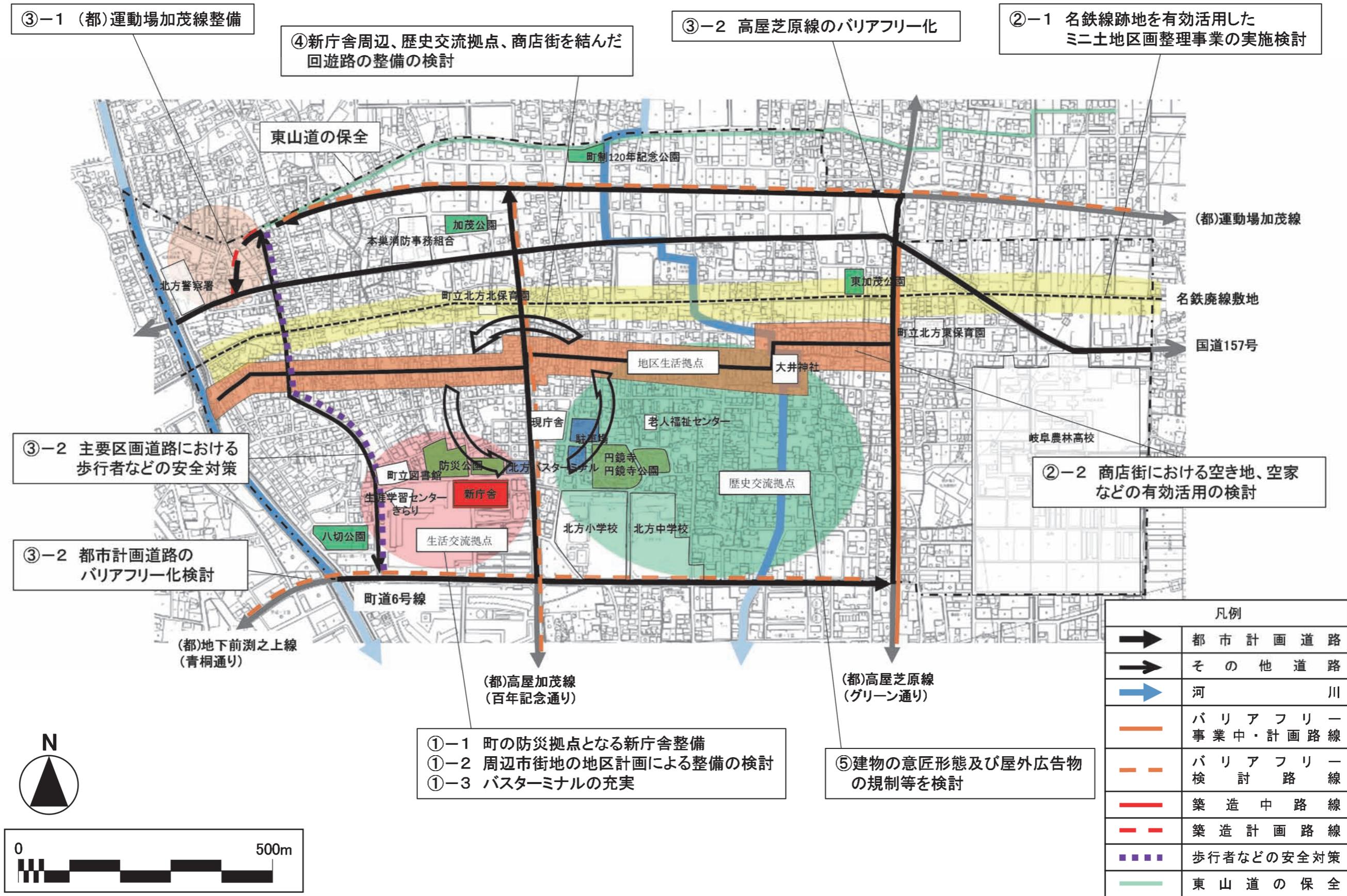
④市街地の回遊路整備

- ・生活交流拠点(新庁舎周辺)、歴史交流拠点(歴史保全地区)、地区生活拠点(商店街)、を結んだ回遊路整備により、中心市街地として活気と交流のあふれるまちづくりに努めます。

⑤歴史保全地区の環境保全

- ・円鏡寺や大井神社などの寺社仏閣や史跡が集まる歴史保全地区は、歴史的景観を保全するため、住民と協働して、建物の意匠・形態や屋外広告物について、景観の誘導・規制などについて検討します。
- ・歴史保全地区の北に位置する東山道においても、歴史的な古道であるため、保全や活用方法について検討します。

地域整備方針図～加茂・北方地域～「北方の中心市街地」





3. 北方・柱本地域 「緑と清流のロードサイド商業地」

整備テーマ

緑あふれ清流の流れる活力ある市街地の整備

(1) 地域の概況

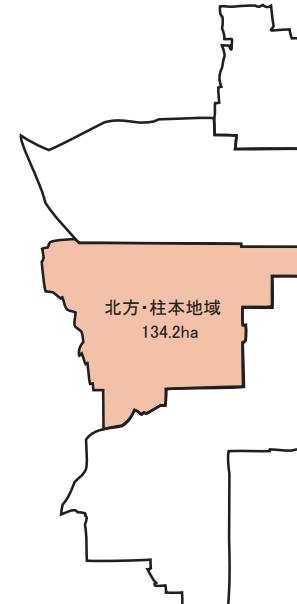
本地域の糸貫川以東の旧集落部分では、主に中低層住宅地として、新市街地では県営住宅区域を含む中高層住宅のある市街地としての土地利用がされています。また、地域を縦横断する都市計画道路の沿道では、大規模商業施設など商業用地や工場用地として土地利用がされています。

市街地は、概ね面的整備がされており、6路線計画されている都市計画道路は、5路線整備され、うち4路線では歩車道分離と緑化整備がされ、残り1路線も整備中です。さらに市街地の中心部には、中央公園や平成公園が整備され、ふれあいの場を提供しています。

また、糸貫川の一部には、多くのホタルが生息するなど、豊かな自然環境が保全されているとともに、糸貫川や天王川の河川環境、幹線道路の並木道の景観、公園の緑地など緑と清流に恵まれた快適な都市空間があります。

幹線道路の沿道は、今後も本町の商業交流拠点として中心的な役割を果たすとともに、その周辺地域では、緑と清流の自然環境あふれる快適な住宅地としての役割を果たします。

そのため、今後のまちづくりの整備テーマを「緑あふれ清流の流れる活力ある市街地の整備」とし、優れた自然環境を保全し新たな緑を創出することで快適な住環境を整備し、商業地として魅力ある景観づくりにより、活力あるまちづくりを進めます。





(2)整備方策

①移動環境の充実

○(都)高屋加茂線の整備

- ・(都)高屋加茂線は、交通の安全性と利便性の向上のため、整備を推進します。

○歩行空間ネットワークの充実

- ・(都)高屋芝原線のバリアフリー化を推進します
- ・(都)猿五条上起線などの都市計画道路のバリアフリー化を検討します。
- ・集散道路のうち通学に使用している町道191号線(中央通り)について、通学路交通安全プログラムに基づくPDCAサイクルによる交通安全対策を推進します。

②住環境の充実

○河川環境の保全

- ・本町を流れる清流糸貫川や天王川の自然環境の保全に努めます。
- ・糸貫川は、(都)岐阜北方線より南の町境までを、重要河川保全区域に位置づけ、住民主体による地域ボランティア団体などの環境保全活動を支援し、自然環境と共生するまちづくりを推進します。

○公園の整備や緑の保全

- ・曲路公園、渕之上公園、間長島公園は、緑の保全と住民ニーズに対応した整備により、緑豊かで快適に使用できる環境づくりに努めます。

○民有地緑化の推進

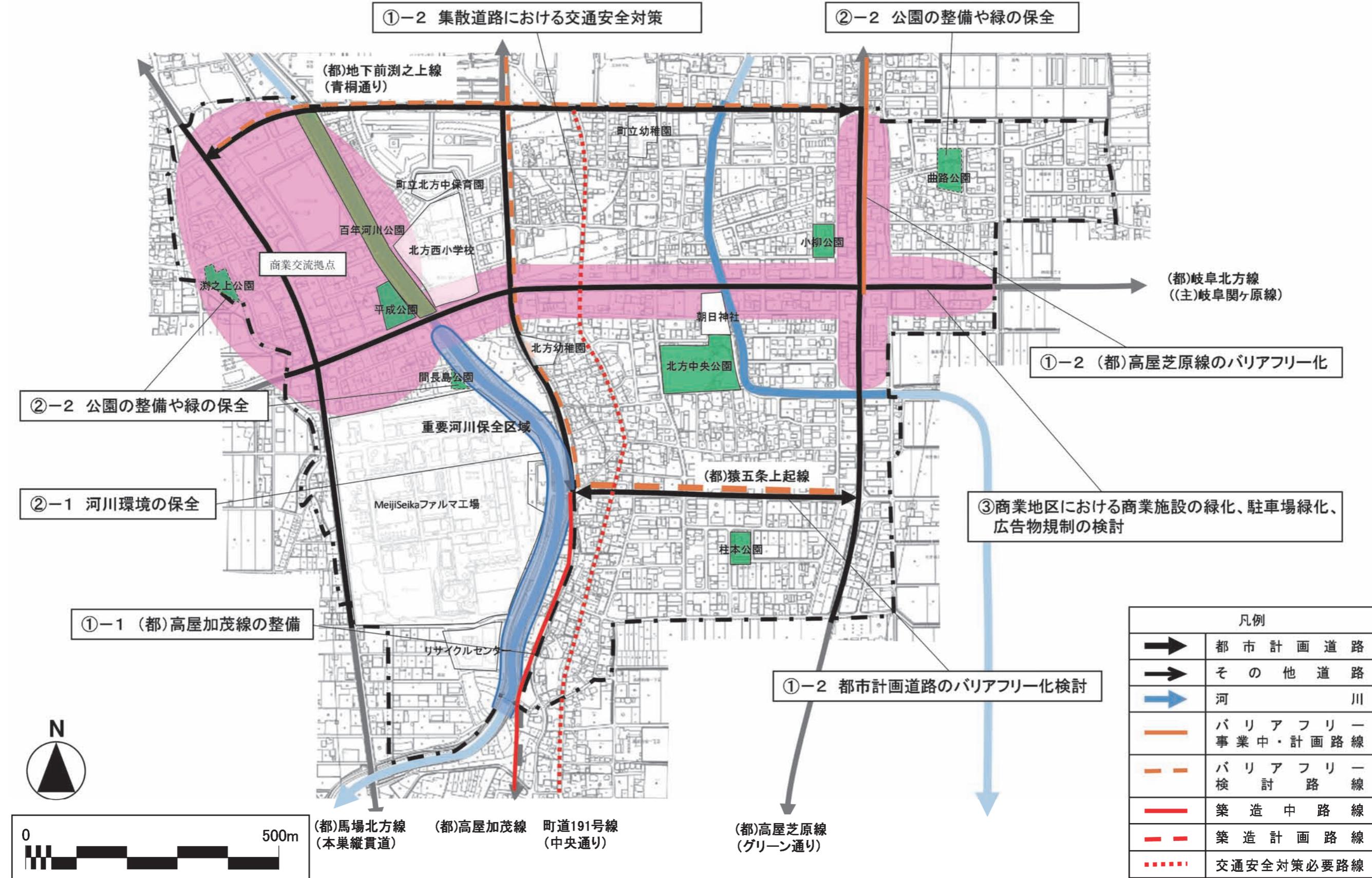
- ・低炭素都市づくりや快適な住宅環境づくりのため、住民の緑化に対する意識の普及拡大を図り、生垣や屋敷林など住宅地の緑化を促進します。

③商業地の環境整備

- ・緑豊かな商業施設の景観創出のため、幹線道路の並木と調和した景観づくりや大規模な店舗と広い駐車場が構成する緑豊かな景観づくりとして、(都)馬場北方線及び(都)岐阜北方線の沿道については、商業施設や駐車場の緑化を促進します。
- ・魅力ある商業施設の景観創出のため、(都)馬場北方線及び(都)岐阜北方線の沿道について、住民と協働して屋外広告物規制など景観の誘導を検討します。

地域整備方針図～北方・柱本地域～

「緑と清流のロードサイド商業地」





4. 高屋・柱本地域 「新たなまちづくりエリア」

整備テーマ

優れた環境の市街地の整備と 市街化調整区域の土地利用の計画・検討

(1) 地域の概況

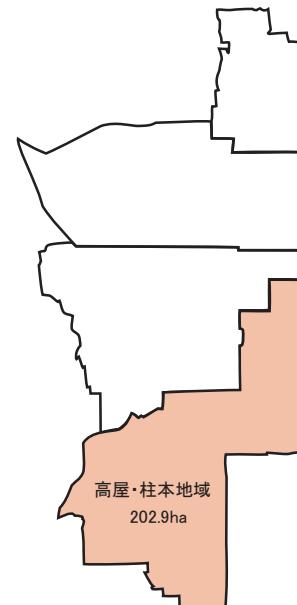
本地域は、市街化区域86.9haと市街化調整区域116haに分かれます。市街化区域のうち高屋の旧集落部分は中低層住宅地として、土地区画整理事業による新市街地は中高層住宅のある市街地としての土地利用が計画されています。また都市計画道路の沿道では商業地や住商複合地としての土地利用がされています。

高屋地区の旧集落部分は細街路の多い市街地ですが、他の市街地は面的整備が行われており、6路線計画されている都市計画道路は、5路線整備され、うち4路線では歩車道分離と緑化整備がされ、残り1路線も整備中です。さらに、市街地の中心部には、勤労青少年ホーム、条里公園が、また市街地の北には、みなみ子ども館や総合体育館などが整備され地域の生活交流拠点としてふれあいの場を提供しています。

南東部に広がる市街化調整区域(116ha)は、農地として土地利用されていますが、本町の農業産出額は平成7年のピーク時からほぼ半減しており、また農業従事者の高齢化による担い手不足も、深刻な課題となっています。

高屋西部や南部、柱本地域は、今後も本町の良好な住宅地として中心的な役割を果たしますが、市街化調整区域は、農業の衰退や本町の人口流出の抑制など、社会情勢に対応した有効な土地利用が求められています。

そのため、今後のまちづくりの整備テーマを「優れた環境の市街地の整備と市街化調整区域の土地利用の計画・検討」とし、これまでに形成されてきた優れた住宅市街地としての環境を維持し、さらに向上させ、魅力あるまちづくりを進めるとともに、市街化調整区域の農地については、社会情勢に応じた有効な土地利用を検討します。





(2) 整備方策

① 市街化調整区域の土地利用の計画・検討

- ・市街化調整区域を土地利用の検討ゾーンとして位置づけ、地権者や住民と協働し、社会情勢に応じた土地の有効な活用を図り、心ふれあうまちづくりを推進します。

② 地域交流拠点の検討

- ・市街化調整区域の(都)岐阜北方線東部の沿道を開発検討ゾーンとして位置づけ、地権者や住民と協働し、社会情勢に応じた土地の有効な活用を図り、心ふれあうまちづくりを推進します。

③ 移動環境の充実

○ (都)高屋加茂線の整備

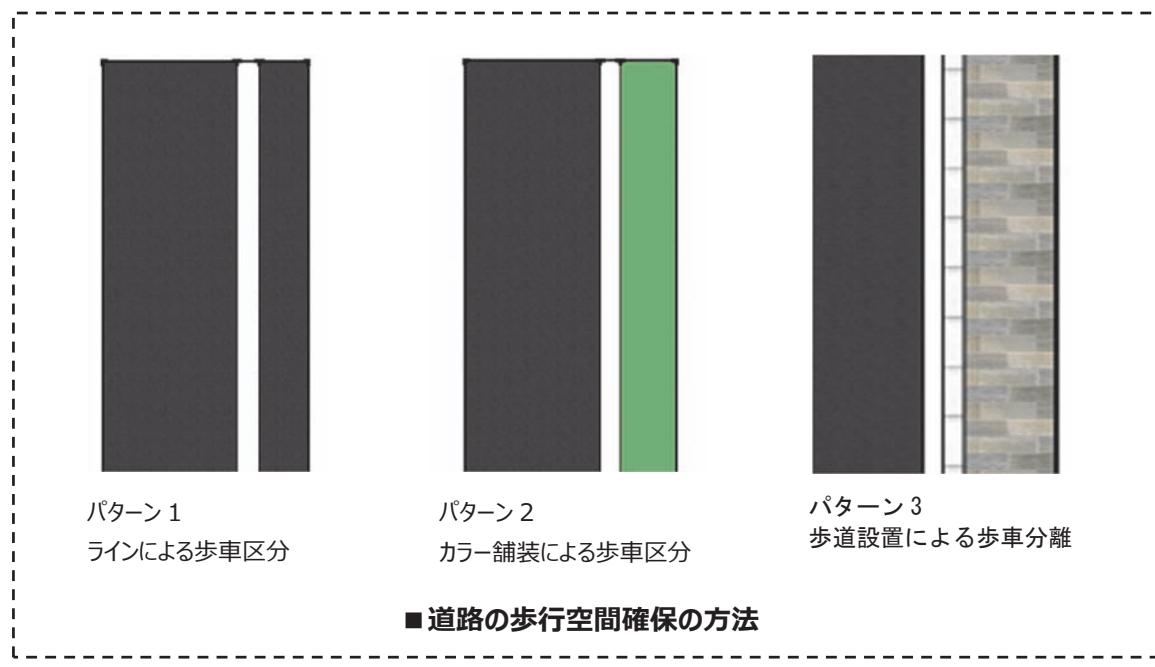
- ・(都)高屋加茂線は、交通の安全性と利便性の向上のため、整備を推進します。

○ 中央通りにおける通学路の交通安全対策

- ・集散道路のうち通学に使用している町道191号線(中央通り)について、通学路交通安全プログラムに基づくPDCAサイクルによる交通安全対策を推進します。

○ 集散道路における歩行空間ネットワークの充実

- ・集散道路について、歩行者などの安全対策として、歩道設置や区画線及び道路標示などによる歩行空間の確保など、歩行空間整備を推進します。





④住環境の充実

○高屋西部土地区画整理事業の促進

- ・現在施行中の高屋西部土地区画整理事業は、組合と協力して早期完成を目指します。

○河川環境の保全

- ・本町を流れる清流糸貫川や天王川の自然環境の保全に努めます。
- ・糸貫川は、(都)岐阜北方線より南の町境までを、重要河川保全区域に位置づけ、住民主体による地域ボランティア団体などの環境保全活動を支援し、自然環境と共生するまちづくりを推進します。

○公園の整備や緑の充実

- ・清流平和公園、(仮称)高屋西部公園や条里公園は、住民ニーズに対応した整備により、緑豊かで快適に使用できる環境づくりに努めます。
- ・清流平和公園は、本町の小中学生の総合学習のフィールドとして使用するなど、子供から高齢者までが、自然に親しみ学べる空間として活用し、「自然と共生するまち、北方」を情報発信するように努めます。

○民有地緑化の推進

- ・低炭素都市づくりや快適な住宅環境づくりのため、住民の緑化に対する意識の普及拡大を図り、生垣や屋敷林など住宅地の緑化を促進します。

⑤商業地の環境整備

- ・緑豊かな商業施設の景観創出のため、幹線道路の並木と調和した景観づくりや大規模な店舗と広い駐車場が構成する緑豊かな景観づくりとして、(都)馬場北方線及び(都)岐阜北方線の沿道について、商業施設や駐車場の緑化を促進します。
- ・魅力ある商業施設の景観創出のため、(都)馬場北方線及び(都)岐阜北方線の沿道について、住民と協働して屋外広告物規制など景観の誘導を検討します。

地域整備方針～高屋・柱本地域～

「新たなまちづくりエリア」

